申請が必要な人は 忘れずに申請を

## 子ども・子育て世帯応援金

県の子ども・子育て世帯応援金(児童 1 人あたり 3 万円)の申請が必要な人は、3月 15 日(金)までに申請してください。

▼申請が必要な人 平成 17 年 4 月 2 日~令和 6 年 2 月 29 日に生まれた児童(市から 12 月 15 日に支給された児童を除く)を養育している人で、令和 5 年 10 月 31 日~令和 6 年 2 月 29 日に、県内に住所がある(あった)人

※ただし、次の場合も対象。

①児童の住所は県内にあるが、養育者の住所は県 内にない場合(単身赴任など) ②養育者の住所は県内にあるが、児童の住所は県内にない場合(県外での通学など)

③里親や施設設置者である場合

※判断が難しい場合はお問い合わせください。

▼申請方法 詳細を特設ウェブサイト (QR コード) で確認の上、郵送または特設サイト内の申請フォームから申請してください。

※市では受け付けできません。

■問い合わせ先 県子育て世帯応援金 **国本代** 給付事務センター (☎ 0120-467-073、平日午前9時~午後5時)

希望者は早めの インストールを

# 新型コロナワクチン接種証明書アプリは 3月31日で停止

ワクチン接種証明書の電子交付を希望する人 は、早めにアプリをインストールの上、画像保存 等を行っていただくようお願いします。

なお、4月1日以降は、定期接種の対象以外の 人は、インフルエンザ予防接種と同様、予防接種 済証は交付されない予定です。

#### ◎接種証明書アプリについて

アプリでマイナンバーカードによる本人確認 (海外用はパスポート情報も必要)を行うと、ス マートフォン上に接種証明書が書面と同じ形式で 電子発行され、画面保存や印刷が可能です。

※ダウンロード方法などの詳細は、厚生労働省、

デジタル庁(QRコード)または市ホームページのほか、弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターでご確認ください/ワクチン



接種時点で弘前市に住民登録していない場合や、 弘前市以外の自治体が発行した接種券を使用した ワクチン接種の証明については、接種券を発行し た自治体にお問い合わせください。

■問い合わせ先 弘前市新型コロナウイルスワク チン接種コールセンター (☎ 0120-567-745、 平日の午前9時~午後8時、日曜日・祝日の午前 9時~午後5時、土曜日は休み)



# 「karada update 通信」始めました

■問い合わせ先 企画課(☎26-6348)

市では、セントラルスポーツ株式会社と「健康 都市弘前」の実現に向けた連携協定を締結し、市 民の健康意識の向上やまちのにぎわい創出のため に取り組んでいます。

その一環として、同社が監修した「あと 10 分、 今より多く体を動かす」ことにつながる読み物を 市ホームページ(QR コード)に掲載しています (隔月更新予定)。ぜひご覧ください。





第1回目

ながら運動が未来を変える!? ~デス1ワ-1の休憩中にできる簡単なストレッチ~ 対象者は 申請を忘れずに

## 国民年金保険料免除等の申請

経済的な理由等で国民年金保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」、「納付猶予制度(50歳未満)」、「学生納付特例制度」があります。保険料を納め忘れの状態で、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合がありますので忘れずに申請してください。

▼申請先 国保年金課(市役所1階)、岩木・相馬総合支所民生課、各出張所、弘前年金事務所(外崎5丁目) ▼申請に必要なもの 基礎年金番号が確認できる もの、またはマイナンバーを確認できる書類/本 人確認書類(運転免許証など)/離職票か雇用保 険受給資格者証等(失業を理由とする場合)/学 生証または在学証明書(学生の場合)/委任状(代 理申請する場合)

**▼申請できる期間** 申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

※申請を忘れていた期間がある人は問い合わせを。

■問い合わせ先 国保年金課国民年金係(☎ 40-7048)/弘前年金事務所(☎ 27-1339)

医療費通知書を 送付します

## 後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者の皆さんに医療費に対する認識と理解を深めていただくために、年1回、1年分の医療費を記載した医療費通知書を送付しています。

対象期間は令和5年1~12月受診分ですが、 医療機関からの診療情報は、審査支払機関の審査 後に広域連合へ提供されることから、令和6年3 月上旬頃に皆さんの手元に届きます。

なお、1年分の医療費通知情報は、例年2月9

日からマイナポータルでも取得可能です。お急ぎの場合は、令和5年 $1\sim11$ 月受診分が記載された医療費通知書を発行することができます。希望する場合は、被保険者番号がわかるもの(被保険者証等)を用意の上、電話でご連絡ください。

■問い合わせ先 医療費通知書コールセンター (☎0120-08-7036、3月15日までの平日、 午前9時~午後5時/青森県後期高齢者医療広域 連合(☎017-721-3821)

都市計画下水道を 変更します

# 都市計画変更の原案の閲覧および 説明会・公聴会を開催

▼変更する都市計画の名称 ①弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道(岩木川流域下水道)/②弘前広域都市計画下水道(弘前公共下水道)

#### 【説明会】

▼とき 2月19日(月)、午後6時30分~ ▼ところ 岩木川浄化センター(津賀野字浅田) 【原案の閲覧】

**▼とき** 2月19日(月)~3月4日(月)の平日、午前8時30分~午後5時

▼ところ 県都市計画課(県庁北棟3階)、上下 水道部総務課(岩木庁舎2階)

※原案は県および市ホームページでも閲覧可。

### 【公聴会】

▼とき 3月21日(木)、午後6時30分~

**▼ところ** 岩木川浄化センター

●注意事項 市内に住所を有し、公述申出書を 提出した人が意見を述べることができます。口 述を希望する場合は、事前に問い合わせの上、 原案の閲覧期間内に公述申出書を持参または郵 送、Eメールで提出してください。

※期間内に公述の申し出がない場合は、公聴会の開催を取りやめます/傍聴を希望する人は事前にお問い合わせください。

■問い合わせ・提出先 ①…県都市計画課(〒 030-8570、青森市長島1丁目1の1、☎ 017-734-9681、Eメール toshikei@pref.aomori.lg.jp / ②…上下水道部総務課(〒 036-1393、賀田1丁目1の1、☎ 55-9660、Eメール suisoumu@city.hirosaki.lg.jp)

2